

## 城西支部同好会管理規定

### (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人東京都中小企業診断士協会城西支部（以下「本支部」という。）が認定する同好会の管理について定める。

### (会員)

第2条 同好会とは、主に本支部に所属する会員（以下「本支部員」という）で構成する任意団体であり、本支部会員の中小企業診断士としての資質向上およびネットワーク構築に資するものであり、本支部が認定したものをいう。

同好会の会員構成の要件は、下記のとおりとする。

- (1) 同好会の会員数は5名以上であること。
- (2) 同好会の構成員は、過半数が本支部員であること。
- (3) 他の士業や専門性のある民間コンサルタント等も、同好会に入会することができる。ただし、一般社団法人東京都中小企業診断士協会に加入していない中小企業診断士は、同好会に入会することができない。

### (認定申請)

第3条 前条を以て本支部員が同好会を組織するには、次の各号の内容による「同好会認定申請書」（別表1）により会員部長に申請しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 会員の氏名および本支部員の中小企業診断士登録番号
- (3) 代表者、連絡窓口担当者並びに連絡先
- (4) 目的、活動テーマ
- (5) 運営方法（年間開催回数、会場場所、実施計画など）

### (認定)

第4条 部長・委員長会は、前条の申請内容について審査し、本支部の同好会として適当と認められる場合は、「同好会認定書」（別表2）を発行し申請者へ通知する。

- 2 同好会は第3条の申請内容に変更が生じたときは速やかに「変更届」（別表1）を会員部長へ提出し、承認を得なければならない。ただし、第2条（1）、（2）の条件に抵触しない範囲での会員構成の変更については、「変更届」は不要とする。
- 3 同好会の認定期間は、認定日から5年間とする。
- 4 最新の認定日から5年を経て、継続の希望をもつ同好会は、新たに第3条の申請内容により更新手続きをしなければならない。

### (活動報告)

第5条 同好会は、「同好会活動報告書」（別表3）、「同好会活動申請書兼活動補助金申請書」（別表4）を提出することにより、下記の事項を毎年2月末までに会員部長へ提出しなければならない。

- (1) 会員名簿（本支部員の中小企業診断士登録番号）
  - (2) 活動実績及び収支報告書（領収書添付）
  - (3) 活動計画
- 2 同好会は、会員部長の要請に応じ、本支部の機関紙等への活動報告掲載に協力しなければならない。

(運営補助金)

第6条 本支部は、毎年4月1日に存在する認定同好会に対し、その運営を支援するため年間10,000円を限度として運営費の一部を補助する。

(認定取り消し)

第7条 同好会代表者より解散の届け出があった場合は、部長・委員長会はその認定を取り消す。

2 部長・委員長会は、次の各号の何れかに該当する同好会に対して、認定を取り消すことができる。

- (1) 本支部の運営に著しく支障を来たす行為があったと判断される場合
- (2) 同好会の活動が有名無実になっていると判断される場合
- (3) 本支部の名誉信用等を害したと判断される場合
- (4) 第2条(1)および(2)の要件を満たさない場合

(暫定措置)

第8条 平成26年12月1日現在の本支部登録の同好会は、暫定措置として認定研究会として認めるが、平成27年3月31日までに「同好会認定申請書」を提出し認定を受けなければ、認定を取り消す。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、部長・委員長会の承認を得なければならない。

附 則

施行：平成26年12月12日